

第19期 定時株主総会招集ご通知

(証券コード 4431)
2024年7月12日

株主各位

大阪市中央区本町四丁目2番12号

株式会社スマレジ

代表取締役 山本 博士

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2024/>

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年7月26日（金曜日）午後7時までには到着するようご送付お願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2024年7月29日（月曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2	場 所	大阪市中央区本町四丁目2番12号 野村不動産御堂筋本町ビル 3F 当社本社
3	目的事項	【報告事項】 第19期(2023年5月1日から2024年4月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件 【決議事項】 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

(お願い)

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であり、また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ①事業報告 「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ②計算書類 「個別注記表」

株主の皆様へ

2024年4月期の売上高は8,385百万円（前期比+41.8%）、営業利益1,735百万円（前期比+94.1%、営業利益率20.7%）という結果になり、前年に増して大きく成長することができました。また、当年より始まった中期経営計画の指標ARRが実績5,932百万円（計画比+6.1%）と計画を大きく上回り、幸先の良いスタートが切れました。皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。

当社の主力サービスであるPOSレジ「スマレジ」の業績が伸長したことに加え、今から約2年半前（2021年12月）に買収したキャッシュレス決済事業が収益を生みはじめたことも成長を後押ししました。買収当時、年6億円もの赤字だった当事業を黒字化させるため、社内の全部署が一丸となってPMIに取り組んできました。その努力が結実したことは、業績への直接的貢献のみならず、大きな成功体験となり次回以降のM&Aへの意欲に繋がりました。

さて、新年度である2025年4月期がすでに進行中ですが、新年度も引き続き筋肉質経営を心がけつつ継続的な高成長を狙う投資を積極的に実施する計画です。一発逆転ホームランを狙うことも大切かと思いますが、まずは地道に事業活動すべてをブラッシュアップし、サービス向上に努めてまいります。特に新年度は、当社にとって20周年という節目にあたります。すでに開示の通りですが、売上高もいよいよ100億円の大台に乗る計画となっており、記念すべき1年を大切に、しっかりと盛り上げてまいります。

インバウンドが復活し街に活気が戻りつつありますが、お店では人手不足をはじめとした課題が山積しております。街を彩る「お店」は地域文化そのものであり、お店が活気を取り戻し、街全体が元気になることを願っています。

引き続き当社は「スマレジ」をはじめとしたサービスの提供を通じて、お店を元気に、街を元気にしてゆきたいと考えております。

2024年7月
代表取締役 山本 博士

受付中 事前にご質問を受け付けております

当社へのご質問やご意見などがございましたら、以下のフォームよりお聞かせください。株主の皆様の高いご質問につきましては、本総会にて取り上げさせていただきます。

質問受付フォームURL

<https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2024/question.php>



事前受付期限：2024年7月26日（金曜日）午後7時00分まで

当日受付期限：2024年7月29日（月曜日）午前10時00分から質疑応答終了時まで

- ※全てのご質問にお答えできない場合がありますことをご了承ください。
- ※ご質問の受付は、上記ご質問受付フォームからのみとさせていただきます。
- ※いただいたご質問に関して、個別に回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ※本総会で取り上げるに至らなかったご質問に関しては、今後の参考とさせていただきます。
- ※いただいたご質問は、ご質問者が特定できないような形で、当社ウェブサイトで公開させていただきます。

ライブ中継 当日のライブ配信URL

2024年7月29日（月曜日）午前10時00分

<https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2024/>



決議ご通知は郵送しておりません

本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。株主の皆様にはご不便かと存じますが、予めご了承ください。

スマレジ

<https://corp.smaregi.jp/>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業買収に伴い、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～25. (省略) (新設) 26.～27. (省略)	(目的) 第2条 (現行のとおり) 1.～25. (現行のとおり) <u>26. 食料品及び飲料の製造及び販売</u> <u>27.～28. (現行のとおり)</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	在任年数	取締役会への出席状況
1	やまもと ひろし 山本 博士	再任	代表取締役	17年	100% (14回/14回中)
2	みなと りゅうたろう 湊 隆太郎	再任	取締役副社長	10年11ヶ月	100% (14回/14回中)
3	みやざき りゅうへい 宮崎 龍平	再任	取締役	5年	100% (14回/14回中)
4	たかまだて こうへい 高間館 紘平	再任	取締役	3年7ヶ月	100% (14回/14回中)
5	あさだ しんじ 浅田 慎二	再任 社外	社外取締役	4年	100% (14回/14回中)
6	いかわ さき 井川 沙紀 (戸籍上の氏名：下村沙紀)	再任 社外	社外取締役	1年	90% (9回/10回中)

(注) 井川沙紀氏は、2023年7月27日開催の第18期定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、取締役会の出席回数が他の候補者と異なっております。

候補者番号 1

やまもと ひろし
山本 博士

再任

候補者とした理由▶ 山本博士氏は、2013年に当社代表取締役役に就任して以来、強いリーダーシップを持って当社を牽引してまいりました。また、当社サービス「スマレジ」の開発者でもあることから、同サービスに精通した上での迅速な決断や実行力により、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1977年11月14日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 株式会社椿本チエイン 入社
 2003年 1月 オールインワンソリューション株式会社 入社
 2006年11月 当社入社
 2007年 7月 当社取締役
 2010年12月 株式会社プラグラム 設立
 同社代表取締役
 2013年 8月 当社代表取締役社長
 2018年 4月 当社代表取締役（現任）

所有する当社株式数
619,600株

取締役会への出席状況
100%(14/14回中)

候補者番号 2

みなと りゅう た ろう
湊 隆太郎

再任

候補者とした理由▶ 湊隆太郎氏は、開発部門の責任者を務めた後、現在は副社長として社内環境に対応した機動的なマネジメントによって当社の企業価値向上に寄与しております。また、当社COOとして新規事業、企業規模に応じた組織の構築、管理部門のマネジメント等、成長を続ける当社の重要な意思決定にも中心として携わっております。今後も更なる活躍が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1978年7月21日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4月 三井ホーム株式会社 入社
 2003年10月 オールインワンソリューション株式会社 入社
 2008年12月 当社入社
 2010年12月 株式会社プラグラム 入社
 2013年 8月 当社取締役
 2016年 9月 当社取締役開発本部長
 2019年 7月 当社取締役副社長（現任）

所有する当社株式数
424,400株

取締役会への出席状況
100%(14/14回中)

候補者番号 3

みや ざき りゅう へい
宮崎 龍平

再任

候補者とした理由▶ 宮崎龍平氏は、当社入社以来開発業務に従事し、開発部長を担当したのち、開発部門の担当取締役に就任しております。同氏は、開発部門を統括する豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後も開発部門の責任者として、当社の事業及び業績拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1987年1月15日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年11月 アイオテクノロジー株式会社 入社
 2011年 1月 当社入社開発課長
 2017年 1月 当社開発部長
 2019年 7月 当社取締役（現任）

所有する当社株式数
331,000株

取締役会への出席状況
100%(14/14回中)

候補者番号 4

たか ま だて こう へい
高間館 紘平

再任

候補者とした理由▶ 高間館紘平氏は、2021年1月の当社取締役就任後、これまでの豊富な知識や実務経験に基づいて当社スマレジベンチャーズ（CVC事業）やマーケティングの業務に取り組んでおり、当社の新しい事業領域へ貢献してきました。今後も当社の事業と業績拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1983年1月30日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式数
8,200株

2007年4月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコグループ株式会社） 入社

2012年10月 株式会社N・フィールド 社外取締役

2013年12月 セカイ工株式会社 代表取締役

2017年3月 株式会社Q 代表取締役

2021年1月 当社取締役経営企画室長

取締役会への出席状況
100%(14/14回中)

2021年5月 当社取締役（現任）

候補者番号 5

あさ だ しん じ
浅田 慎二

社外

再任

候補者とした理由及び期待される役割▶ 浅田慎二氏は、事業会社での豊富な経験やクラウドサービス事業に関する幅広い見識を有し、この見識に基づいて取締役会等で当社のサービス展開や経営全般に関する積極的な提言を行っております。当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のための適切な人材として、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1977年7月7日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式数
2,800株

2000年4月 伊藤忠商事株式会社 入社

2003年10月 ITOCHU Technology, Inc.(現CTC America：米国サンタクララ) 出向

2005年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（現CTC） 出向

2010年4月 キャプラン株式会社 出向

社外取締役在任期間
4年

2012年6月 マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院経営学修士号取得

2012年7月 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社出向 ディレクター

2015年3月 セールスフォースドットコム入社

取締役会への出席状況
100%(14/14回中)

セールスフォース・ベンチャーズ日本代表

2018年2月 セールスフォースドットコム執行役員 バイスプレジデント

2019年2月 セールスフォースドットコム常務執行役員 バイスプレジデント

2020年4月 One Capital株式会社設立 同社代表取締役CEO（現任）

2020年7月 当社社外取締役（現任）

2020年9月 フリー株式会社 社外取締役

2021年9月 フリー株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

候補者としての理由及び期待される役割▶

井川沙紀氏は、長年にわたり企業ブランディングの実務に従事するとともに、近年では他社の社外取締役を務めるなど、高い見識と幅広い経験を有しております。これらに基づき、当社の広告宣伝活動やPR活動を通じたステークホルダーとのコミュニケーションにおいて有用な助言等をいただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日

1980年10月10日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式数
一株社外取締役在任期間
1年取締役会への出席状況
90%(9/10回中)

2003年 4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 入社
2006年 4月 株式会社エムアウト 入社
2010年 6月 プレツェルジャパン株式会社 入社
2013年 9月 株式会社トリドール 入社
2014年11月 Blue Bottle Coffee Japan合同会社 入社
2015年 6月 同社取締役日本代表
2018年11月 BLUE BOTTLE COFFEE Inc. 転籍、VP of Experience (体験担当役員)
2019年 8月 同社Asia President (アジア支社長)
2020年10月 同社Chief Brand Officer (ブランド最高責任者)
2021年 7月 ヤーマン株式会社 社外取締役 (現任)
2022年 1月 インフロッセンス株式会社設立 同社代表取締役就任 (現任)
2022年 3月 株式会社ユーザベース 社外取締役
2023年 7月 当社社外取締役 (現任)

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2 浅田慎二氏及び井川沙紀氏は社外取締役候補者であります。
3 当社は、浅田慎二氏及び井川沙紀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4 当社は、浅田慎二氏及び井川沙紀氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2017年3月14日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名ですが、本総会終了後も員数に変更はございません。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2023年5月1日から2024年4月30日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引き下げ以降、緩やかな回復基調を取り戻しました。一方で、原材料や燃料価格の高騰、金融引き締めによる金利上昇、地政学リスクの高まり等の景気後退因子を含んでおり、先行きが不透明な状況が続いております。

当社POSシステムのメインユーザーである飲食等のサービス業界や小売業界におきましては、コロナによる行動規制の解除に伴い人流が戻ったことや訪日外国人を含む旅行者の増加により継続的に回復基調で推移しました。

このような状況のなか、機器販売等の売上は自動釣銭機の改刷特需の影響もあり前事業年度と比べて増加いたしました。また、月額利用料の売上もクロスセル施策の積極的な実施と価格改定による顧客単価の向上等により年間を通して堅調に推移した結果、当事業年度の売上高は前事業年度と比べて増加しております。

当社の最重要KPIであるARRにつきましては、第2次中期経営計画の初年度として掲げた55億9千万円の計画を3億4千万円上回り、59億3千万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、組織力の増強を目的とした積極的な採用活動による人件費の増加、新ショールームの賃借料や研究開発費の計上等により、費用が増加していますが、広告宣伝費の効率化の促進や採用状況における採用費の効率化等、コストの効率化に努めたこともあり、営業利益、経常利益についても前事業年度と比べて増加いたしました。

こうした状況の下で、当事業年度の売上高は8,385百万円(前期比41.8%増)、経常利益は1,696百万円(前期比89.3%増)、当期純利益は1,212百万円(前期比36.7%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は456,978千円であり、その主な内容は、サブスク用機器の購入及び当社ソフトウェア開発による投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第16期 2021年4月期	第17期 2022年4月期	第18期 2023年4月期	第19期(当事業年度) 2024年4月期
売上高(千円)	3,324,452	4,148,944	5,914,393	8,385,501
経常利益(千円)	846,556	646,292	896,366	1,696,762
当期純利益(千円)	583,922	444,983	887,602	1,212,952
1株当たり当期純利益(円)	30.25	22.86	46.26	63.21
総資産額(千円)	4,499,345	5,189,756	6,156,888	7,952,998
純資産額(千円)	3,676,632	4,196,863	4,681,151	5,969,150
1株当たり純資産額(円)	189.38	215.19	244.44	310.59

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3 第17期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 4 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、長期ビジョン「VISION2031」において、アクティブ店舗数30万店舗、2～39店舗を展開する国内の中規模層での市場シェア38%、国内市場全体のシェアとしては14%を目標に、POS市場において国内トップを目指しております。継続的な高成長を実現するため、第2次中期経営計画における、当社の最重要KPIであるARRの計画値を2025年4月期に72.7億円、2026年4月期に94.6億円としています。ARRの計画達成の戦略となる契約件数の増大と顧客単価の拡大の実現のために、以下の課題に対処していきます。

① お客様のニーズに応える技術力やサービスの強化

スマレジのユーザーは毎年増加を続けております。ユーザーの潜在的ニーズやユーザーが当社サービスを使用して生じた新たなニーズを抽出し、当社サービスの機能に反映させていくことが当社の強みであり、これが競合他社との差別化の要因となっております。お客様のニーズを迅速かつ的確に抽出できるようお客様の意見を取り入れる機会を増加させ、当社サービスの機能に適時に反映できるように、当社の技術力の強化に努めてまいります。

② 技術者（ソフトウェアエンジニア）の確保について

当社システムの安定稼働のためには、日常的なメンテナンスと社内でのテスト運用が必要であり、それらを運用する技術者の確保は、必要不可欠であると認識しております。一方で、システムの継続的なバージョンアップや、新規サービスの開発も並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保に努めてまいります。

ITソリューションの成長スピードに反して、技術を支えるエンジニアの数は慢性的に不足しています。そこで当社は「スマレジ・テックファーム」を立ち上げ、IT人材の発掘・育成を行い、技術者全体の数の増加及び優れた技術者の育成にも注力してまいります。

③ 組織力の強化

2025年4月期はいよいよ設立20周年の節目となります。売上高は100億円の大台に乗る計画であり、ますますの組織体制の強化が必要となります。販売部門をはじめとした全部門を対象に、積極的な採用活動を実施し、新入社員に対するオンボーディングを強化することで、事業の拡大と企業の成長スピードに耐えうる組織の構築につとめてまいります。

④ コンプライアンス体制の強化

企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものと考えております。ユーザーや社会からの信頼向上のため、今後もコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。当社では、従業員に向けての定期的なインサイダー取引の防止に関する研修の実施や、内部通報制度の整備等、コンプライアンス体制の強化に引き続き対応してまいります。

(6) 主要な事業内容（2024年4月30日現在）

スマレジ事業

決済サービス事業

ウェブサービスの企画、設計、デザイン、開発及び提供

データ収集及び分析事業

通信販売事業

企業及び事業への投融資

(7) 主要な営業所 (2024年4月30日現在)

本社 : 大阪府中央区本町四丁目2番12号
東京オフィス : 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
ショールーム : 名古屋ショールーム等6ヶ所

(8) 従業員の状況 (2024年4月30日現在)

従業員数 322名 (前期比 60名増)

平均年齢 34歳 平均勤続年数 2年8ヶ月

(注) 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員(派遣社員・アルバイト・パート)は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2024年4月30日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2024年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 62,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,672,400株（自己株式453,702株を含む。）
- (3) 株主数 5,760名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社山本博士事務所	3,291,200株	17.12%
徳田 誠	3,011,000株	15.67%
株式会社徳田	2,000,000株	10.41%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,656,000株	8.62%
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	1,365,400株	7.10%
株式会社MOCCI	1,210,000株	6.30%
株式会社MINATO	1,160,000株	6.04%
山本 博士	619,600株	3.22%
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社	518,400株	2.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	427,500株	2.22%

- (注) 1 当社は、自己株式を453,702株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役による当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	8,800株	4名
社外取締役	2,000株	1名
監査役	一株	一名

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

2023年7月27日開催の当社取締役会決議により処分した自己株式は以下のとおりです。

- ① 処分した株式の種類及び数 普通株式31,600株
- ② 処分価額の総額 66,202,000円（1株あたり2,095円）
- ③ 処分の目的 当社取締役及び従業員に対する株式報酬として交付するため
- ④ 処分した日 2023年8月25日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権
発行決議日	2018年4月24日
保有者数 監査役	1名
新株予約権の数	7個
新株予約権の目的となる株式の数	1,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり185円
権利行使期間	2020年5月1日から2028年3月31日まで
行使の条件	<p>①新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続及び権利行使はできるものとします。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。</p>

(注) 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山本 博士	代表取締役	—
湊 隆太郎	取締役副社長	—
宮崎 龍平	取締役	—
高間 絃平	取締役	—
浅田 慎二	取締役	One Capital株式会社 代表取締役CEO フリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
井川 沙紀	取締役	ヤーマン株式会社 社外取締役 インフロッセンス株式会社 代表取締役
望月 拓也	常勤監査役	—
大平 豊	監査役	大平総合会計事務所 所長
村田 雅幸	監査役	パブリックゲート合同会社 代表社員 Chatwork株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社リグア 社外取締役

- (注) 1 取締役 浅田慎二氏及び井川沙紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役 大平豊氏及び村田雅幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 監査役 大平豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4 当社は、取締役浅田慎二氏、取締役井川沙紀氏、監査役大平豊氏及び監査役村田雅幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役浅田慎二氏、取締役井川沙紀氏、監査役大平豊氏及び監査役村田雅幸氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役に悪意又は重大な過失があった場合を除き、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を補填することとしております。但し、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年7月31日開催の第12期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年7月28日開催の第16期定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内（社外取締役については20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年3月14日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）の決定にあたっては、2022年7月28日開催の当社取締役会において以下のとおり決定しております。

ア 基本方針

取締役及び社外取締役（以下「取締役」という）の報酬は基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成し、個々の取締役の基本報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とし、非金銭報酬の決定に際しては、当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益及びリスクを株主と共有することで、業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬体系とする。

イ 基本報酬の個人別報酬等の算定方法決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、各取締役の前年度の報酬を基本に、前年度の管掌部門の成績や業務の達成度を加味して算出した額を月例の固定報酬として支払うこととする。

ウ 非金銭報酬（業績連動報酬を含む。）の内容及び算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対しては、譲渡制限付株式報酬制度、事後交付型業績連動型株式報酬制度及びストックオプション制度を採用する。複数の非金銭報酬制度の導入は、取締役が当社の株式価値を認識し、取締役の報酬と当社業績との連動性をより一層高め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

また、譲渡制限付株式及び事後交付型業績連動型株式の支給の上限は、金銭報酬債権の総額の合計を100百万円以内（社外取締役については20百万円以内）、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年2万株（社外取締役については4千株以内）とする。

a. 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限期間を付与対象者の任期と同期間とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

b. 事後交付型業績連動型株式報酬

事業年度ごとの業績向上に対する各事業年度のARR（年間経常収益）と売上高前年比の目標値の達成度合いに応じて定める株式の数量を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

長期ビジョン「VISION2031」において、アクティブ店舗数30万店舗、国内市場シェア14%を目指し、2024年4月期－2026年4月期の第2次中期経営計画では、ARR94.6億円突破を長期目標とする。そのため、業績連動型株式報酬の経営指標には、ARRとこれに直結する売上高の双方を選定した。

業績連動型株式報酬の算定方法は以下の算定式に基づくものとする。また、当事業年度のARRの達成率は前年比137.9%、売上高は前年比141.8%で、この比率に基づいて株式数を算出する。

[算定式] 基準交付株式数（※1）×支給率（※2）×役務提供期間比率（※3）

※1 各対象取締役の職位等を考慮して、当社取締役会において決定する。

※2 評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から100%の範囲で算定する。

※3 評価期間中の在任月数を評価期間の月数で除した比率とする。

エ 固定報酬と非金銭報酬（業績連動報酬を含む。）の割合の決定方針

取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、功績、当社株式の保有数、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえ、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるために適切な割合となるよう決定する。

オ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者及び権限の範囲

個人別の基本報酬及び非金銭報酬については、代表取締役が各取締役の前年度の報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた上で報酬額の案を作成し、当該案を取締役会の承認を得た上で決定するものとする。

③ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公平性及び透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が各取締役の前年度の報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた上で報酬額の案を作成し、当該案を取締役会で決議していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	193,954 (11,487)	170,520 (6,120)	19,426 (5,367)	4,007 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,950 (9,600)	19,950 (9,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
計	213,904	190,470	19,426	4,007	9

(注) 1 業績連動報酬等は、事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

2 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	浅 田 慎 二	One Capital株式会社 代表取締役CEO フリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	井 川 沙 紀	ヤーマン株式会社 社外取締役 インフロレッセンス株式会社 代表取締役
監 査 役	大 平 豊	大平総合会計事務所 所長
監 査 役	村 田 雅 幸	パブリックゲート合同会社 代表社員 Chatwork株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社リグア 社外取締役

(注) 1 社外取締役浅田慎二氏の兼職先であるOne Capital株式会社及びフリー株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

2 社外取締役井川沙紀氏の兼職先であるヤーマン株式会社及びインフロレッセンス株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

3 社外監査役大平豊氏の兼職先である大平総合会計事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

4 社外監査役村田雅幸氏の兼職先であるパブリックゲート合同会社及びChatwork株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社リグアと当社の間には2024年4月16日付の事業譲渡契約に基づく業務提携に関する契約がありますが、同氏が同社を代表する立場にないことから、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
取締役	浅田 慎二	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。浅田氏は、SaaS事業における高い見識と、経営戦略や投資事業等に関する豊富な経験により、実践的かつ多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督が期待されるなか、このような経験等を活かして当社経営への助言を行ってきました。
取締役	井川 沙紀	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。井川氏は、当社と異なる業界視点での広報及びPR活動に関する経験に基づき、当社にこれまでにない視点での助言を行ってきました。
監査役	大平 豊	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての実務経験や知見から発言を行っております。
監査役	村田 雅幸	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、証券業界での豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務執行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「スマレジ企業倫理行動規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- ② 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。
- ③ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取り締役及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。
- ② 取締役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。

- ② 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
 - ③ 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、各部門に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有並びに協議を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において管理部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理部は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、各社の議事等を通じて、当社及び当社の子会社全体の業務の適正な遂行を確保できるようにする。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 当社及び当社の子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践していくため、「スマレジ企業倫理行動規程」を当社のみならず当社の子会社においても適用し、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - イ 内部監査担当者は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。
 - ⑤ その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連絡会議を定期的に行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとする。監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
 - ② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならない。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役会に報告する体制を整備する。
 - ② 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、常勤監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役会から要求のあった文書等は随時提供する。
 - ③ 監査役会への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。
 - ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - ② 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ① 当社は、「スマレジ企業倫理行動規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認する。
 - ② 反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しております。
2. 監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
3. 当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通して代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスに関しては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益還元を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質の強化に必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。

当事業年度においても、引き続き当社が成長過程にあると認識していることから、今後の事業拡大のための新規投資等に資金を充当するため、内部留保の確保を優先し、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,902,858	流動負債	1,878,731
現金及び預金	5,284,561	買掛金	295,868
売掛金	611,981	未払金	381,527
商品	695,761	未払費用	76,638
前払費用	90,482	未払法人税等	318,658
その他	220,470	未払消費税等	169,874
貸倒引当金	△398	前受金	465,434
		預り金	115,828
		役員株式給付引当金	27,300
固定資産	1,050,140	株式給付引当金	27,300
有形固定資産	309,352	その他	302
建物	142,019	固定負債	105,115
工具、器具及び備品	167,332	資産除去債務	105,115
無形固定資産	248,494	負債合計	1,983,847
商標権	649	純資産の部	
ソフトウェア	215,443	株主資本	5,969,150
ソフトウェア仮勘定	32,402	資本金	1,154,961
投資その他の資産	492,293	資本剰余金	1,160,942
投資有価証券	42,281	資本準備金	1,125,291
関係会社出資金	12,849	その他資本剰余金	35,651
敷金	236,585	利益剰余金	4,284,563
繰延税金資産	193,400	その他利益剰余金	4,284,563
その他	7,176	繰越利益剰余金	4,284,563
		自己株式	△631,316
資産合計	7,952,998	純資産合計	5,969,150
		負債・純資産合計	7,952,998

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,385,501
売上原価		3,182,261
売上総利益		5,203,240
販売費及び一般管理費		3,468,039
営業利益		1,735,200
営業外収益		
受取利息	44	
受取和解金	10,000	
その他	4,067	14,112
営業外費用		
投資有価証券評価損	9,989	
固定資産除却損	38,686	
解約違約金	2,320	
その他	1,553	52,550
経常利益		1,696,762
特別損失		
減損損失	33,113	33,113
税引前当期純利益		1,663,649
法人税、住民税及び事業税	403,132	
法人税等調整額	47,564	450,696
当期純利益		1,212,952

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合計
				繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	1,150,539	1,120,869	13,405	1,134,274	3,071,610	3,071,610
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,422	4,422		4,422		
当期純利益					1,212,952	1,212,952
自己株式の処分			22,246	22,246		
事業年度中の変動額合計	4,422	4,422	22,246	26,668	1,212,952	1,212,952
当期末残高	1,154,961	1,125,291	35,651	1,160,942	4,284,563	4,284,563

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△675,272	4,681,151	4,681,151
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)		8,844	8,844
当期純利益		1,212,952	1,212,952
自己株式の処分	43,955	66,202	66,202
事業年度中の変動額合計	43,955	1,287,998	1,287,998
当期末残高	△631,316	5,969,150	5,969,150

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品
移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
主として定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～15年
工具、器具及び備品	3～15年
- ② 無形固定資産
主として定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員株式給付引当金
当社の取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ③ 株式給付引当金
当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

クラウドサービス事業

クラウドサービス事業においては、はじめに当社のクラウドサービスを利用するために必要な商品の販売を行っており、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、クラウドシステムの提供については、提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	319,643千円
(2) 関係会社に対する金銭債務 短期金銭債務	1,813千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引（支出分）	2,653千円
------------------------	---------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	19,635,000	37,400	—	19,672,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 37,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	484,702	600	31,600	453,702

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職による増加 600株

株式報酬制度としての自己株式の処分による減少 31,600株

(3) 当事業年度の末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 48,400株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

合併受入資産評価差額	52,435千円
未払事業税	36,321千円
資産除去債務	32,144千円
資産調整勘定	18,796千円
研究開発費	16,832千円
投資有価証券評価損	15,660千円
減損損失	10,126千円
棚卸資産評価差額	9,281千円
役員株式給付引当金	8,348千円
株式給付引当金	8,348千円
その他	24,035千円
繰延税金資産小計	232,329千円
評価性引当額	△24,008千円
繰延税金資産合計	208,321千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△10,051千円
企業結合により識別された無形固定資産	△4,868千円
繰延税金負債合計	△14,920千円
繰延税金資産純額	193,400千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃貸契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、得意先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、適切に表示しております。

ii 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

iii 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社管理部において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額42,281千円）は、次表には含まれておりません（(注)を参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	236,585	235,291	△1,294
資産計	236,585	235,291	△1,294

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	42,281

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金		235,291		235,291
資産計		235,291		235,291

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

これらの時価は、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値で評価しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 持分法損益等に関する注記

当社が有している子会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント
	クラウドサービス事業 (千円)
サービス別	
月額利用料等	5,079,774
機器販売等	2,984,174
その他	209,811
顧客との契約から生じる収益	8,273,760
その他の収益	111,740
外部顧客への売上高	8,385,501

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	545,930	598,417
契約負債	468,892	465,434

契約負債は、主に初期費用及び保守契約サービスに関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、393,907千円であります。また、当事業年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円21銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年4月16日開催の取締役会において、株式会社リグア（以下「リグア社」）が営むレセONEプラス事業を譲り受ける事業譲受契約の締結を決議し、同日付で事業譲受契約を締結いたしました。当契約に基づき、2024年5月1日に当該事業の事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の理由

当社は、2023年9月13日に中期経営計画を更新し、「VISION2031」達成に向け新たに市場細分化戦略を実施しております。市場細分化戦略では「小売店」「飲食店」の大分類だけだったターゲットのセグメントを「業種・業態」と「規模」で細分化し、特定業種へのアプローチを強化することで、セールスマーケティングコストの効率化やターゲット業種でのトップシェアの獲得を目指しております。

今回、リグア社から譲り受ける「レセONEプラス」は、接骨院をターゲットとした患者情報管理、レセプト計算、POS機能を併せ持ったソフトウェアであり、市場細分化戦略のひとつとして事業の譲り受けを決断いたしました。

(2) 譲り受ける事業の内容

以下2つの機能を併せ持つ「レセONEプラス」の開発・保守・販売

- ・接骨院向け患者情報管理ソフトウェア「Ligoo POS&CRM」
- ・接骨院向けレセプト計算ソフトウェア「レセONE」

(3) 相手先企業の概要

名称	株式会社リグア
所在地	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川瀬 紀彦
事業内容	接骨院・ヘルスケア産業の経営コンサルティング・支援
資本金	551,164千円（2024年3月31日現在）

(4) 譲受事業の資産・負債の額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
固定資産	163百万円	—	—

(5) 譲受価格及び決済方法

譲受価格：176百万円

決済方法：現金

(6) 事業譲受の日程

取締役会決議日	2024年4月16日
契約締結日	2024年4月16日
譲受実行日	2024年5月1日

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

株式会社スマレジ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 智 英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スマレジの2023年5月1日から2024年4月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月28日

株式会社スマレジ 監査役会

常勤監査役	望 月 拓 也	Ⓔ
社外監査役	大 平 豊	Ⓔ
社外監査役	村 田 雅 幸	Ⓔ

以 上